

十日町市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
下条	十日町市下条4丁目431-1先	十日町市からの委託により特定非営利活動法人さわやか下条が運行する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和8年1月13日、十日町市地域公共交通活性化協議会において、合意したものの。
下条中央	十日町市下条3丁目528-8先			
	十日町市下条3丁目509先			
栄橋入口	十日町市下条2丁目225先			
	十日町市下条2丁目222-4先			
上新田	十日町市下条1丁目118-1先			
	十日町市下条1丁目37先			
中条病院前	十日町市中条乙2982-1先			